

第三十六号議案

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和元年九月十九日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
 江戸川区職員の退職手当に関する条例（昭和三十二年十月江戸川区条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第五項中「」の職員」の下に「（区規則で定める者を除く。）」を加え、同条第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年 月江戸川区条例第 号）第二条第一項第一号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第十六条第一項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となったときは、第三項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続き在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

第十六条第一項第二号中「（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」を削る。

付  
則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項第二号の改正規定は、令和元年十二月十四日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第十一条第五項の規定は、令和二年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(説明)

会計年度任用職員制度の導入に伴い、東京都の職員等から、引き続き職員となつた場合において、在職期間を引き継がない者を規則で定める措置を講ずるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。